

被災情報や避難情報など地域住民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等に対して、税制上の特例措置を適用。

現行制度

1 対象者

民間ラジオ放送事業者

2 対象設備

災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)

※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。

3 特例措置

地方税(固定資産税) : 課税標準3/4(取得後3年間)

4 適用期間

2年間(平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)

改正内容

1 対象設備

「予備送信所の整備」及び「FM補完中継局の整備」が対象。

※今般の改正で対象設備の整備が「送信所の移転」の場合は対象から除外。

2 適用期間

2年間の延長(平成30年4月1日から平成32年3月31日まで)

【対象設備イメージ】

